附則第四条第一項中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改め、同項ただし書中「平成二十八年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保に係る検討）

2　政府は、令和九年三月三十一日までの間において、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十八条第一項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第七十九号

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本方針（第四条・第五条）
第三章　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（第六条）
第四章　船舶活用医療推進本部（第七条―第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置することにより、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域（第四条第二号において「災害が発生した地域等」という。）において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二章　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本方針

（基本方針）

第四条　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すること。

二　災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶を保有すること（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十三条において同じ。）その他の国以外の者により保有することを含む。）。

三　災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員を確保すること。

四　災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することにより人材を育成すること。

五　災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資を確保すること。

六　災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に第二号の船舶を効果的に活用すること。

七　民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。

八　前各号に掲げるもののほか、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し必要と認められる施策を実施すること。

（法制上の措置等）

第五条　政府は、前条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第三章　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画

第六条　政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な計画（以下「整備推進計画」という。）を策定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3　政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4　前二項の規定は、整備推進計画の変更について準用する。

第四章　船舶活用医療推進本部

（設置）

第七条　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第八条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する総合調整に関すること。

二　整備推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。